

# 中村 忠教授 略歴および研究業績

## 学 歴

- 昭和18年4月 北海道山越郡八雲町に生まれる
- 昭和36年3月 北海道立函館工業高等学校卒業
- 昭和36年4月 株式会社東京家具センター入社
- 昭和37年3月 株式会社東京家具センター退社
- 昭和39年4月 専修大学法学部入学
- 昭和43年3月 専修大学法学部卒業
- 昭和44年4月 明治大学大学院法学研究科民事法学財産法専攻修士課程入学
- 昭和46年3月 明治大学大学院法学研究科民事法学財産法専攻修士課程終了（法学修士）
- 昭和47年4月 明治大学大学院法学研究科民事法学社会学専攻博士課程入学
- 昭和53年3月 明治大学大学院法学研究科民事法学社会学専攻博士課程満期退学

## 職 歴

- 昭和47年4月 (財)政策科学研究所非常勤研究員（昭和56年3月まで）  
都市計画・土地計画・環境保全計画・市町村基本計画・実施計画等の策定に携る
- 昭和52年4月 中央商科短期大学非常勤講師（昭和55年3月まで）  
法学、社会学担当
- 昭和52年4月 (財)日本通信教育学園インストラクター（平成15年3月まで）  
民法、商法担当
- 昭和55年3月 中央学院大学商学部非常勤講師（昭和61年3月まで）  
民法担当
- 昭和55年4月 高崎経済大学経済学部専任講師  
民法Ⅰ・Ⅱ、民法演習Ⅱ、外書購読担当
- 昭和59年4月 高崎経済大学経済学部助教授昇格  
民法Ⅰ・Ⅱ、民法演習Ⅰ・Ⅱ担当
- 昭和59年4月 麗澤大学外国学部兼任講師（平成2年3月まで）  
民法、法学担当
- 昭和62年9月 文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員組織審査において麗澤大学外国学部  
兼任講師（民法・法学）の資格ありとの認定を受ける
- 平成3年4月 高崎経済大学経済学部教授昇格

	民法Ⅰ・Ⅱ、民法演習Ⅰ・Ⅱ担当
平成4年4月	東京都立商科短期大学兼任講師（平成7年3月まで） 民法Ⅰ・Ⅱ担当
平成7年4月	日本社会体育専門学校兼任講師（平成12年3月まで） スポーツと法律、スポーツと経営担当
平成7年4月	明治大学法学部兼任講師（現在に至る） 民法演習Ⅰ・Ⅱ担当
平成10年4月	前橋医療看護福祉専門学校兼任講師（平成13年3月まで） 民法、法学担当
平成13年11月	文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員組織審査において高崎経済大学大学院経済・経営研究科前期博士課程研究指導教授として、㊦判定を得る
平成14年4月	高崎経済大学経済・経営研究科前期博士課程教授兼任 研究指導、民法研究担当
平成15年4月	共愛学園前橋国際大学兼任講師（現在に至る） 民法、法学担当
平成16年4月	高崎商科大学・同短期大学部兼任講師（現在に至る） 民法、法学担当

### 本学での役職

平成14年4月	高崎経済大学経済学部経営学科長（平成16年3月まで）
平成16年4月	高崎経済大学経済学部就職委員長（平成18年3月まで）
平成18年4月	高崎経済大学評議員（平成20年3月まで）

### 賞 罰

なし

### 学 会 暦

所属学会： 私法学会、法社会学会、農業法学会、東日本入会林野研究会

### 学外役職及び活動

1. 昭和55年4月 高崎市職員研修講師（平成10年3月まで民法、法学一般、地方自治法等担当）
2. 昭和55年4月 昭和41年近代化法に基づく群馬県入会林野整備コンサルタントを拝命（平成17年3月まで）
3. 昭和55年4月 東日本入会林野研究設立準備委員

4. 昭和55年 8月 東日本入会林野研究会運営委員（現在に至る）
5. 昭和56年 4月 高崎市労働調停委員会委員（昭和60年 3月まで）
6. 昭和63年 4月 防衛庁・相馬が原自衛隊幹部研修講師（平成 3年 3月まで）
7. 平成 5年 4月 埼玉県広域事務組合所轄市町村職員研修講師（平成11年 3月まで民法、法学、憲法担当）
8. 平成 7年 3月 群馬県職員研修講師（平成10年 3月まで民法担当）
9. 平成 8年 4月 群馬県吾妻町入会資源活用対策協議会委員（平成 9年 3月まで）
10. 平成 9年 4月 群馬県松井田町入会資源活用対策協議会委員（平成10年 3月まで）
11. 平成 9年 4月 群馬県林業担い手育成強化基本構想策定検討委員会委員長（平成10年 3月まで）
12. 平成10年 4月 群馬県倉渕村入会資源活用対策協議会委員（平成11年 3月まで）
13. 平成15年 4月 埼玉県戸田市ふるさと景観懸賞論文審査委員長（平成16年 3月まで）

### 学会研究報告

1. 昭和56年 8月 東日本入会林野研究会研究報告（宮城大会にて）  
戦後判例に見る入会紛争の動向と課題
2. 昭和60年 8月 東日本入会林野研究会報告（群馬大会にて）  
入会林野整備に関する諸問題—国有・公有入会地の入会林野整備を中心に—
3. 昭和60年 8月 明治大学現代法研究会報告（明治大学にて）  
法人格否認法理に関する一考察（判例研究）
4. 昭和61年 8月 明治大学現代法研究会報告（明治大学にて）  
総有的入会権の法律的性質に関する一考察
5. 昭和61年12月 明治大学現代法研究会報告（明治大学にて）  
民法94条 2項類推適用法理の現状と課題
6. 平成 4年 8月 東日本入会林野研究会報告（福島大会にて）  
入会林野の現状と入会林野整備上の問題点—群馬県昭和村生越の場合—
7. 平成15年 8月 東日本入会林野研究会報告（神奈川大会にて）  
未開墾地国有林の払い下げと入会権の生成
8. 平成18年 8月 東日本入会林野研究会報告（群馬大会にて）  
男女不平等の入会会則と公序良俗について

## 研究業績

### 1. 著書

1. 民法総則（共著） 昭和54年12月 八千代出版
2. 新版・民法総則（単著） 昭和55年3月 八千代出版
3. 債権総論・各論（共著） 昭和56年4月 八千代出版
4. 都市型産業と中小企業のニューパラダイス（共著） 平成2年 日本経済評論社出版
5. 民法小事典（共著） 平成4年1月 住宅新報社出版
6. 民法小事典改訂版（共著） 平成21年3月 住宅新報社出版（予定）

### 2. 学術論文

1. 住宅政策と地家賃統制令の意義 昭和49年10月 明治大学大学院紀要12集
2. 民法612条と賃借権の無断譲渡・転貸の自由 昭和50年10月 明治大学大学院紀要13集
3. 賃借権の譲渡・転貸と「解除権」制限の現状 昭和51年10月 明治大学大学院紀要14集
4. 地家賃統制令の統制額と裁判・裁判上の和解又は調停による統制額について 昭和53年11月 中央商科短期大学論集13号
5. わが国に於ける土地所有権の近代化過程についての一素描 昭和54年11月 中央商科短期大学論集14号
6. 共同相続人間における相続回復請求権について 昭和55年10月 高崎経済大学論集23巻1号
7. 戦後判例にみる入会紛争の動向と課題 昭和56年6月 東日本入会林野研究会会報2号
8. 入会部落構成員が有する使用収益権の対外的効力 昭和57年 民事主要判例解説判例タイムズ505号
9. 入会林野整備に関する諸課題 昭和60年6月 東日本入会林野研究会会報6号
10. 法人格否認法理に関する一考察 昭和61年1月 高崎経済大学論集28巻3号
11. 総有的入会権の法律的性質に関する一考察 昭和61年9月 高崎経済大学論集29巻2号
12. 民法94条2項の類推適用法理の現状と問題点 昭和62年3月 高崎経済大学論集29巻3号
13. 民法典の形成とその歴史的論理構造について 昭和62年9月 高崎経済大学論集30巻1・2合併号
14. 明治初期における民事立法の様相と特質 昭和63年7月 高崎経済大学論集31巻1号
15. 訪問販売・通信販売契約の現状と課題 平成2年6月 群馬経済研究所「調査月報」
16. 入会林野の現状と入会林野整備上の問題点（上） 平成4年9月 高崎経済大学附属産業研究所紀要28巻1号
17. 入会林野の現状と入会林野整備上の問題点（下） 平成5年3月 高崎経済大学附属産業研究所紀要28巻2号

18. 入会林野法制度の変遷と今日的課題 平成8年2月 高崎経済大学論集38巻3号
19. インターネット商取引と契約理論に関する若干の考察(上) 平成10年11月 高崎経済大学論集41巻2号
20. インターネット商取引と契約理論に関する若干の考察(下) 平成11年1月 高崎経済大学論集41巻4号
21. 入会権と入会慣習 平成15年3月 高崎経済大学論集45巻4号
22. 払い下げ共有地と入会権の生成 平成15年4月 東日本入会林野研究会会報
23. 未開墾地国有林の払い下げと入会権の生成 平成15年9月 高崎経済大学論集46巻2号
24. 入会権を有した部落民の子孫らによって組織された団体の入会規則と公序良俗違反について 平成19年6月 判例時報社
25. 入会慣習と公序良俗違反についての一考察 平成19年9月 高崎経済大学論集50周年記念号1・2合併号
26. 入会権の主体と権利帰属の法的構造について 平成20年3月 高崎経済大学50巻3・4合併号
27. 入会権の主体と法的論理構造についての学説史的考察(其のI) 平成21年3月 高崎経済大学論集第51巻4号・中村忠教授退職記念号

### 3. 研究ノート及び調査報告書

1. 明治前期における私法の形成と発展 昭和46年1月 明治大学修士論文
2. 明治四年壬申戸籍の意義と役割 昭和47年1月 明治大学大学院法学研究科院生協議会紀要1号
3. 仮装登記と民法94条2項の類推適用 昭和61年2月 (財)日本通信教育学園機関紙
4. 法の欠缺について 昭和65年2月 (財)日本通信教育学園機関紙
5. 入会権と入会林野政策の展開 平成8年8月 群馬県林政部刊行・委託研究
6. 群馬県林業労働力確保促進基本計画書 平成8年10月 群馬県林政部刊行・委託研究
7. 林業担い手育成強化基本計画に関する報告書 平成9年1月 群馬県林政部刊行・委託研究
8. 猿島町地域構造計画の策定 平成9年2月 (株)地域情報開発・委託研究
9. 群馬県における事業体支援基礎調査研究業務仕様書 平成9年3月 群馬県林政部刊行・委託研究
10. 群馬県における入会林野等実態調査報告書(平成9年度高崎経済大学特別学術研究奨励助成金による研究報告書) 平成10年度プリント版
11. 群馬県林業労働力確保促進基本計画(第二期) 平成13年3月 群馬県林政部刊行

### 4. その他、市町村等の基本計画書・実施計画書

茨城県美浦村基本計画・実施計画書

千葉県大洋村基本計画・実施計画書  
屋久島自然環境保護に関する実態調査報告書  
尾瀬自然公園環境保護に関する実態調査報告書  
千葉県袖ヶ浦町基本計画・実施計画書など多数

## 5. 研究テーマ

私の研究テーマは、「わが国の資本主義の発展過程における法の役割と機能」を科学的かつ論理的に考察することにあります。其の問題意識は、マルクスが経済学批判の中で問題にしている経済と法の関係が発想の起因となっております。特に、資本主義の発展は、下部構造としての経済的諸形態に誘発され、上部構造としての政治・法律・文化的諸形態に影響を与えるという命題が大いに影響しました。そこで、私は、日本が近代国家として、つまり資本主義国家として出発した明治維新以降の変革において、法的諸形態はどのような目的を持って制定され、かつ機能したのか。それはマルクスの命題とどのように係わるのか、そこにどのような意義が存在しているのかに興味を持ち研究の出発点としました。そのような問題意識において、私が研究の対象としたのは、社会の基盤を形成する土地所有権についてでした。特に、わが国の近代化において土地所有権がどのような構造を持ち、どのように機能したのかを分析することはとても重要なことと認識した。つまり、生産の基盤である土地の法形態が、封建的土地所有から寄生地主制の下での半封建的土地所有、そして近代的土地所有へと変遷する過程において、法がどのような役割を担ったのか、それはどのような特徴を有するものと捉えるべきなのか、そこにはマルクスの命題とどのように関係しているのかは大変興味をそそることでした。ところで、私の研究暦は、大学院時代から本学に奉職した前期の段階と後期の段階に分けることができます。前期では、修士論文に見られるように上記の問題意識が根底にあって進められました。修士論文のテーマである「わが国における資本主義の発展と法の形成とその特徴」がそれを示しています。

次に研究の対象は、明治の変革後、つまり、わが国が資本主義の発展に不可欠な資本の本源的蓄積を得る段階において、どのような近代法体系が模索され、かつ、法に、どのような役割を担わせどのような近代社会の構築を模索したかを土地所有権の近代化過程を分析対象にし、それをどのように評価すべきなのか、そこに国家（明治政府）のどのようなイデオロギーが起因しているのかについて考察し、とりわけ民法典の形成過程における法典審議録を中心にし、民法典論争に焦点を当てて考察しました。ここでは、わが国の近代化すなわち資本主義化は、寄生地主制を担保する半封建的土地所有という法形態を構築することで成し遂げたという特殊日本的な資本主義のあり方と法の特徴の存在することを明らかにしました。しかし、その後の資本主義化における法の形成過程と其の特徴については、親の看護等の個人的な諸事情によって中断し、今日に至っても完成していない。しかしながら、前段の問題意識は、次の入会権との遭遇によって引き継がれたとよいと思います。

そのようなわけで、次の後期の段階は、入会権の研究へ移行することになります。入会権は、いまでもなく国家法である民法典中第二編物権法の中の二か条の条文と法例2条（現行・通則法3条）にその法的根拠を有する「慣習法上の権利」です。入会権については、研究者に成ろうとした当初から研究対象として考えていたわけではない。そもそもの切っ掛けは、小生が本学に奉職した年に、丁度、群馬県林政課に移動してきた二見氏が、本学に来校し、昭和41年の「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」、いわゆる「近代化法」に基づく入会林野に関してのコンサルタントが必要であるからとの要請を受けたことによる。当時、入会権は、農林業センサスによると全国で約200万ヘクタール存在した（因みに、本県では全国平均100分の1の2万ヘクタール）。そこで、この封建的で近代化（資本主義化）政策の片隅に追いやられていた「村落共同体」の共同所有地に近代化、すなわち都市資本の導入という資本主義化の道筋を付けようとして制定されたのが近代化法である。しかし、近代化というのは、「村落共同体」の共同所有地を近代的な権利に転換し、近代的な利用方法を推し進めようとするものである。そこには必ず権利関係をめぐった争いが生じ、また反対運動が生じるものである。そこで、それらの紛争を法的に解決し、関係権利者が納得する道筋を提案するのがコンサルタントの役目ということになる。これは近代化法（法令126号）に基づいた基本条件であり、小生が其の任に命ぜられたということにあります。私は、これでまた実定法の研究から遠のくという危惧がありました。よって、はじめはあまり気が進みませんでした。しかし、コンサルタントを拝命して以来、理論的かつ実証的に入会権の研究の必要性を感じ、昭和55年に全国3ブロックに分かれて東日本入会林野研究会、中日本入会林野研究会・西日本入会林野研究会を立ち上げ、研究会を開始するに至ったわけです。此処での小生の研究は、入会権の法律面での研究が対象となるが、各地方の入会慣習の掘り起こし、入会権利者の権利関係の紛争の調停、入会権の主体者の問題、権利の内容の分析を通して、今日における「入会慣習と入会権の様相」というテーマで研究を進めてきた。しかし、未だ、ドイツの団体法の研究者であるギールケの入会理論に基づく、中田博士の研究やそれを批判的に受け止め独自の入会理論を提唱した戒能博士（小繫事件で有名）、あるいは川島武宜博士、そして、個人的に教えをいただいた渡辺洋三博士などの業績を越えることが出来ず、それに依存しているというのが実状である。しかし、定年退職を直前にし、ようやく入会権の研究の重要性を認識し、かつ歴史的かつ実証的かつ法律論的な側面からの体系的研究の必要性を実感しているのが正直なところである。今日、入会権は近代化法による整備によって其の件数も少なくなり、センサス上では90万ヘクタールとの数字が示されている。しかし、昨今の入会権の存在意義は、関係権利者の権利の保護という側面だけでなく、いわゆるコモンズ論に象徴される社会共通資源として重要視され、学際的研究の対象となっている。よって、今後は、現代の入会権の実態はどうであるのか、また、どのような様相を呈しているのか、権利の性質は従来通りの「総有的性質」を有しているものと認識していいのか、権利の内容や性質に変化がないのか、その場合の法律的意義をどのように捉えるべきなのか、また入会権の歴史的分析を介して、わが国における近代的土地所有権化との関係で、どのように評価するのかの科学的な考察が求められ

ています。よって、残り少ない研究生活の中で小生なりの視点から上記テーマについてその成果を残すことを今後の人生の課題にしたいと考えている。研究は未だ志半ばというべきである。